

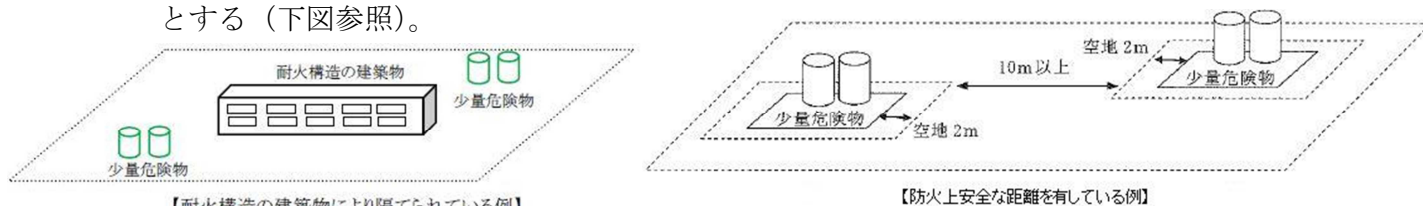
## 火災予防条例における少量危険物等の規則に係る運用

第1 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の範囲については、次の例による。  
 なお、指定数量の5分の1未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合も同様とする。

### 1 屋外の場合

#### (1) 容器又は設備により貯蔵し、又は取り扱う場合

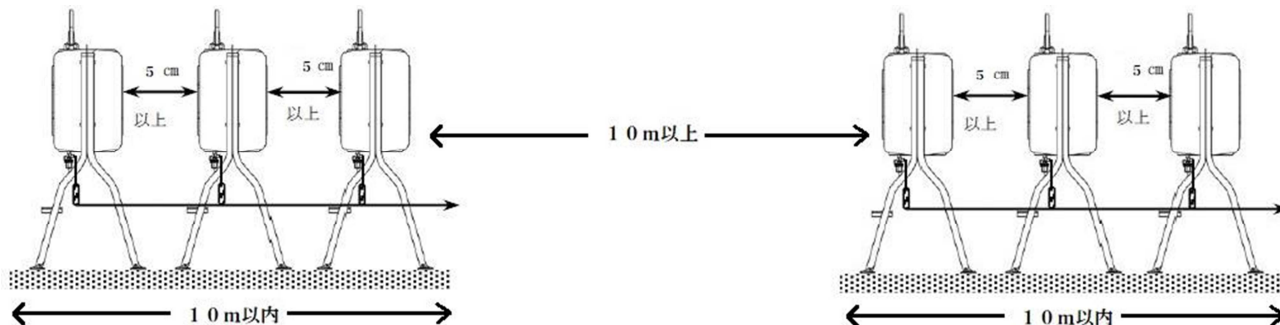
原則敷地ごととする。ただし、施設相互間が耐火構造の建築物又は塀等で防火上有効に隔てられている場合、又は、防火上安全な距離（少量危険物相互に10m以上の距離）を有する場合など、各施設が独立性を有していると認められる場合は、それぞれの施設ごととする（下図参照）。



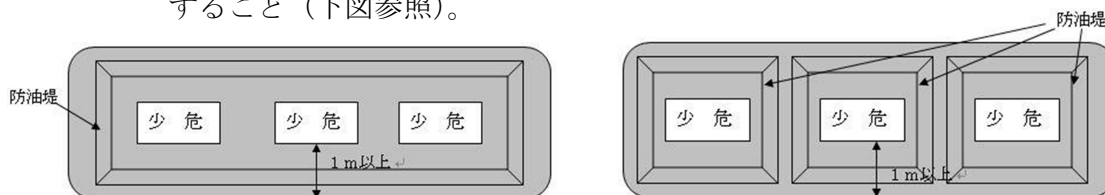
#### (2) タンク（地下タンク及び移動タンクを除く。）により貯蔵し、又は取り扱う場合

##### ア 指定数量5分の1以上2分の1未満のタンクの設置について

- (ア) 点検に必要な距離（おおむね5cm）をタンクの周囲に確保すること。
- (イ) 同一場所においてタンクを隣接する場合は3基まで設置できるものとし、10m以内に包含すること。ただし、前記において新たに（別に）タンクを設置する場合には、10m以上の距離を確保するか、又は防火上有効な塀を設けること。
- (ウ) タンクを連結して設置する場合は送油管結合とし、各タンクの直近に弁を設け3基まで連結できる（(ア)～(ウ)下図参照）。



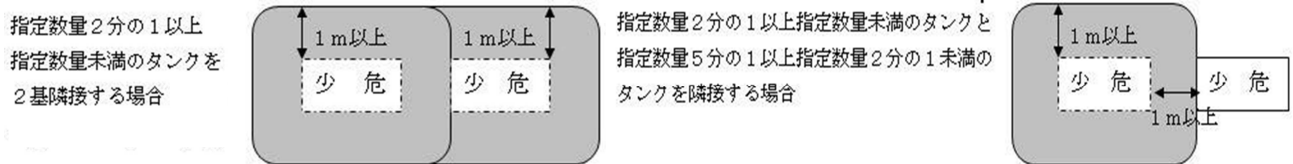
- (エ) 連結したタンクの貯蔵量の和が指定数量の2分の1以上になる場合は、連結した全タンクを包含するよう「危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置」（以下、「防油堤等」という。）を設置するか、又は個々のタンクごとに防油堤等を設置するとともに、連結した全タンクの外周に1m以上の空地を確保すること（下図参照）。



イ 指定数量2分の1以上指定数量未満のタンクの設置について

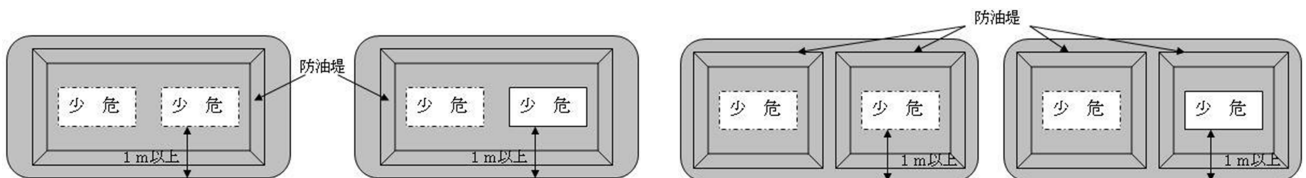
(ア) 同一場所においてタンクを隣接する場合は2基まで設置できるものとし、各タンクに必要な保有空地を確保すること(下図参照 ※破線は2分の1以上指定数量未満、実線は5分の1以上2分の1未満のタンクを表す。以下同じ。)

ただし、前記において新たに(別に)タンクを設置する場合には、10m以上の距離を確保するか、又は防火上有効な塀を設けること。



(イ) タンクを連結して設置する場合は送油管結合とし、各タンクの直近に弁を設け2基まで連結できる。

(ウ) タンクを連結した場合は、連結した全タンクを包含するような防油堤等を設置するか、又は個々のタンクごとに防油堤等を設置するとともに連結した全タンクの外周に1m以上の空地を確保すること(下図参照)。



ウ タンクを専用の工作物内に設置する場合は、次によること。

(ア) 1つの工作物に設置するタンクは1基のみとし、同一場所の範囲は前段ア、イによる。

(イ) 工作物に屋根、壁、柱及び床を設ける場合は、不燃材料で造ること。

(ウ) 扉を設ける場合は不燃材料で造り、窓を設ける場合は防火設備以上とすること。

(エ) 指定数量の2分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵するタンクの底部には、防油堤等と同等な措置を講じ、構造は次のとおりとする。

A 鋼板(厚さ1.2mm以上)と同等以上の強度を有する金属製で、その容量はタンク容量の全量を収容できるものとする。なお、鋼板(圧延鋼材)以外の金属で造る場合は、次の式により得られた数値以上の厚さとする。

$$t = \sqrt{\frac{400}{\sigma}} \times 1.2$$

t : 使用する金属板の厚さ (mm)  
 σ : 使用する金属板の引張強度 (N/mm<sup>2</sup>)

B 防油堤等の底部又は側部に水抜口を設ける場合は、弁等を防油堤の外側に設け常時「閉」とすること。

(オ) 工作物は地盤面等に強固に固定すること。

(カ) 工作物にはその内部が有効に換気できる場合を除き、換気設備を設けること。

(キ) 工作物に照明等の電気設備を設ける場合は、第31条の2を準用する。

(ク) 工作物内に設置されたタンクに貯蔵できる危険物は引火点40度以上のものと

すること。

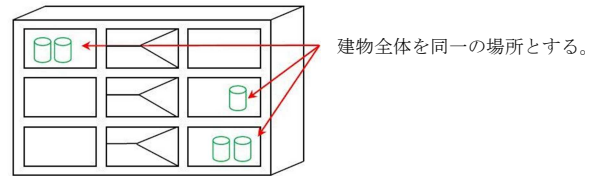
(ケ) タンク及び工作物の周囲には、それぞれ点検に必要な距離（おおむね5 c m以上）を確保すること。

(コ) 工作物はタンクを設置できる程度の大きさとする。ただし、点検、操作等を行う空間を設ける場合はこの限りではない。

## 2 屋内の場合

原則として建築物ごととする（右図参照）。

ただし、次に掲げる場合は、それぞれに示す場所ごととすることができる。

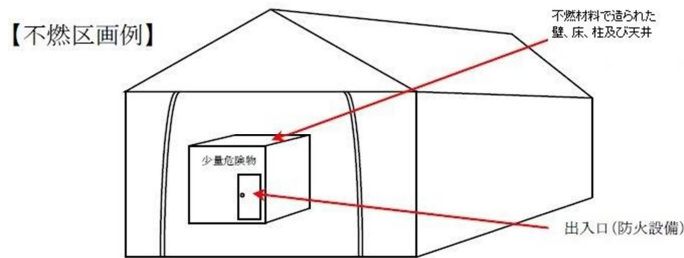


### (1) 危険物を取り扱う設備の場合

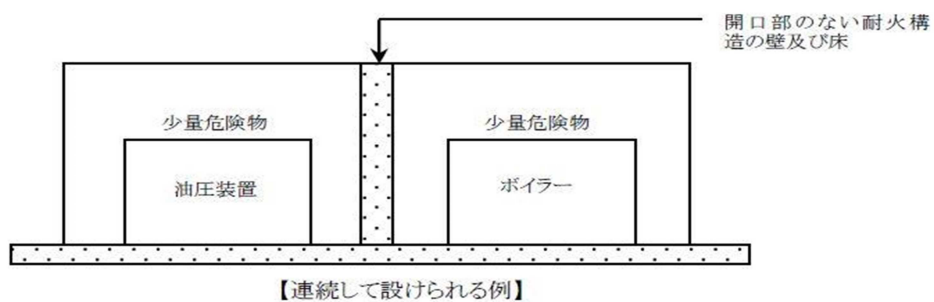
次のア又はイによる。

なお、危険物を取り扱う設備とは、吹付塗装用設備、洗浄作業用設備、焼入れ作業用設備、消費設備（ボイラー・バーナー等）、油圧装置、潤滑油循環装置等をいう。

ア 危険物を取り扱う設備が、出入口（防火設備）以外の開口部（換気ダクトを除く。）を有しない不燃材料の壁、床、柱及び天井で他の部分と区画されている場所（以下「不燃区画例」という。）（下図参照）。



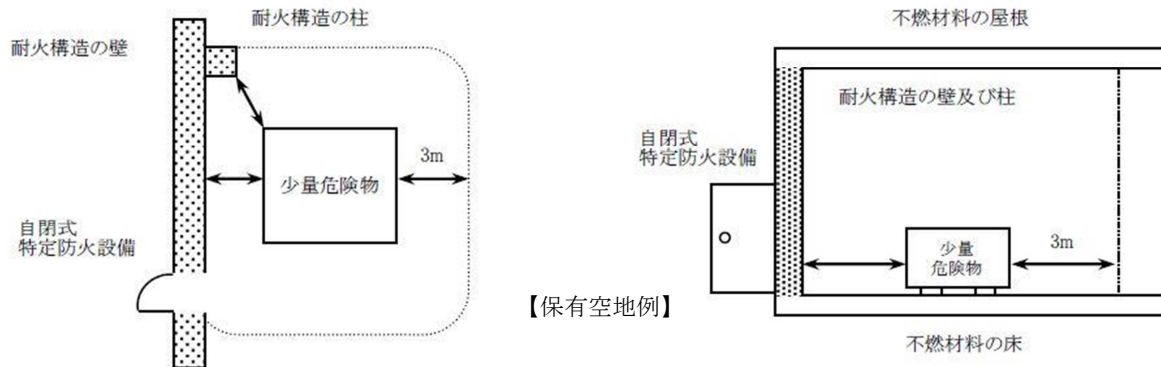
なお、「不燃区画例」の少量危険物貯蔵取扱所を連続（隣接）して設けることは原則できない。また、不燃材料で造られた二重構造の壁で隙間を設けて設置することも認められない。ただし、少量危険物貯蔵取扱所相互に隣接する壁及び床を開口部のない耐火構造とする場合は、この限りでない（下図参照）。



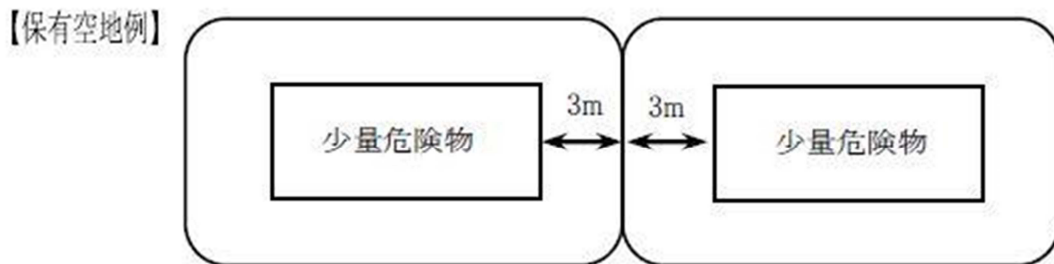
イ 危険物を取り扱う設備（危険物を移送するための配管、ストレーナー、流量計（ポンプを除く。）等の付属設備を除く。）の周囲に幅3 m以上の空地が保有されている場所（以下「保有空地例」という。）。

(ア) 当該設備から3 m未満となる建築物の壁（出入口以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合にあっては、当該設備から当該壁及び柱ま

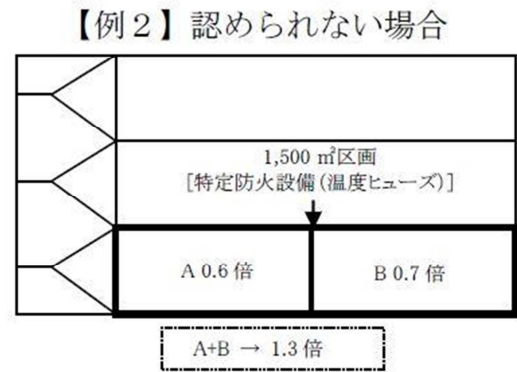
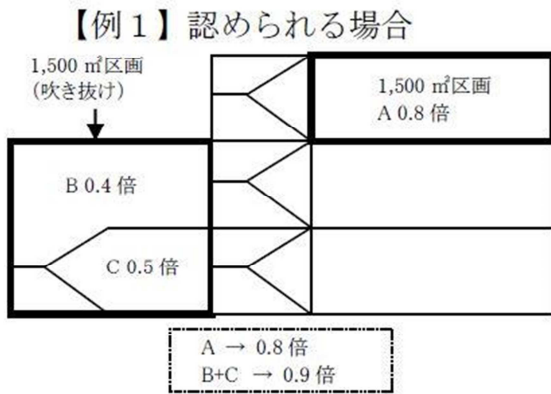
での距離の幅の空地が確保されていること。ただし、建築物の壁に随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備（以下「自閉式特定防火設備」という。）が設けられているものについては、この限りでない（下図参照）。



- (イ) 空地は、上階がある場合にあっては上階の床又は天井(天井がない場合は小屋裏)までをいう。空地の上方に電気配線、ダクト等が通過する場合は、火災の実態危険のないものであること。
- (ウ) 「保有空地例」における空地の範囲をペイント、テープ等により明示するよう指導する。
- (エ) 複数の少量危険物貯蔵取扱所等を保有空地例で設置する場合は、空地を相互に重複することはできない（下図参照）。

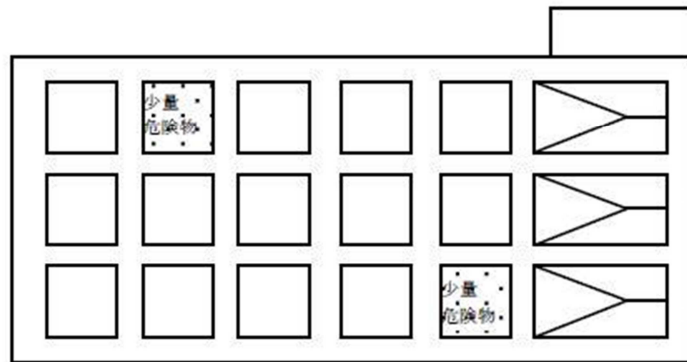


- (2) 容器又はタンクにより貯蔵し、又は取り扱う場合  
「不燃区画例」による。又、前項アのなお書き以降は適用せず、複数設置は認めない。
- (3) 百貨店等で化粧品等の商品が陳列販売されている場合  
階ごとに防火上有効に区画された場所とする。
- (4) 大学、研究所及びその他これらに類する施設における実験室並びに病院、大規模防火対象物及びこれらに類する施設における危険物の貯蔵、取扱いの場合
  - ア 「不燃区画例」による場所
  - イ 階ごとに防火上有効に区画された場所
    - (ア) 建基令第112条第1項の防火区画がされた場所（下図参照）



(イ) 建基令第112条第9項の防火区画がされた場所

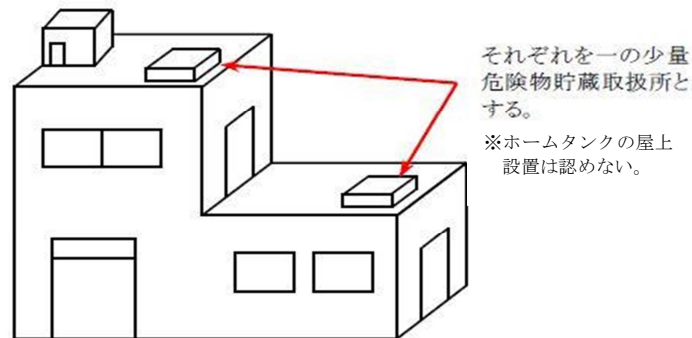
- (5) 共同住宅等において貯蔵し、又は取り扱う場合（階層住宅等の燃料供給施設を含む。）  
管理権原者の異なる場所ごととする（下図参照）。



### 3 屋上の場合

次に掲げる場合は、それぞれに示す場所ごととする。

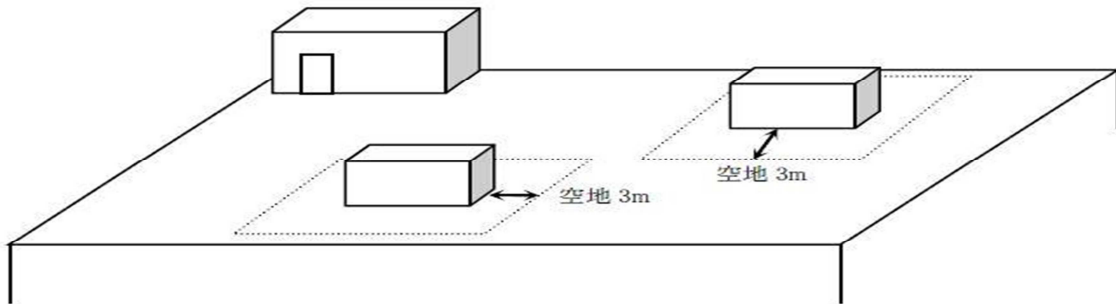
- (1) 同一建物に屋上が二以上ある場合（下図参照）



- (2) 2(1)イに示す「保有空地例」による場合（危険物を取り扱う設備は、ボイラー又は  
発電設備等の消費設備に限る。）（下図参照）。

この場合において、「保有空地例」における空地の範囲をペイント、テープ等により明  
示するよう指導する。

また、複数の少量危険物貯蔵取扱所を「保有空地例」で設置する場合は、空地を相互に  
重複することはできない。



#### 4 同一場所で貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量の算定

同一場所で貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量の算定については、次の例による。

##### (1) 貯蔵施設の場合

貯蔵する危険物の全量とする。

##### (2) 取扱施設の場合

取り扱う危険物の全量とする。

なお、次に掲げる場合は、それぞれによる。

ア 洗浄作業用設備及び切削装置等の取り扱いについては、洗浄後に危険物を回収し、同一系内で再使用するものは、瞬間最大停滞量とし、使い捨てするもの及び系外に搬出するものは、1日の使用量とする。

イ ボイラー又はバーナー等の危険物の消費については、1日における計画又は実績消費量のうち、いずれか大なる数量をもって算定する。なお、油圧機器内蔵油、熱媒油等の危険物及び発電設備で潤滑油を使用する場合は、算定にあたって合算する。

ウ 油圧装置、潤滑油循環装置等による危険物の取扱いについては、瞬間最大停滞量をもって算定する。

##### (3) 貯蔵施設と取扱施設を併設する場合

ア 貯蔵施設と取扱施設とが同一工程にある場合

貯蔵する危険物の全量と取り扱う危険物の全量とを比較して、いずれか大きい方の量とする。

イ 貯蔵施設と取扱施設とが同一工程にない場合

貯蔵する危険物の全量と取り扱う危険物の全量を合算した量とする。

##### (4) 算定から除外できる場合

車体に燃料タンクが装着されている状態により展示又は保管されているものは、その場所における危険物の数量の算定から除外することができる。

### 第2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準について（第31条の2関係）

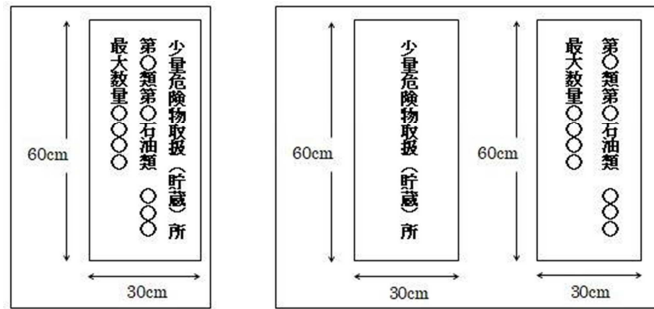
1 届出書の添付資料として、タンク検査済証・検査実施機関による証明書等の写し、又は、自主検査による証明資料及び構造図を受領し、タンクの安全性を事前に確認すること。

2 第1項第16号アに規定する「これと同等以上であると認められる容器」とは、危険物の規制に関する規則（以下、「危則」という。）第39条の3第1項第1号に掲げる「総務大臣が貯蔵若

しくは取扱いの安全上この基準に適合する容器と同等以上であると認めて告示したもの」(以下、「内装容器」という。)とする。

第3 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合のすべてに共通する技術上の基準について(第31条の2第2項関係)

1 第1号のうち危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識(移動タンクを除く)及び危険物の類、品名、最大数量を表示した掲示板は下図の例により設けること。



標識は1枚、又は2枚

2 次の場合、第7号の電気設備は防爆構造とすること。

- (1) 引火点が40℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合
- (2) 引火点が40℃以上であっても、その可燃性液体の当該引火点以上の状態で貯蔵し、又は取り扱う場合
- (3) 可燃性微粉が滞留するおそれのある場合

第4 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋外(屋内)において貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準について(第31条の3第2項、第31条の3の2関係)

「堅固に造る」とは、架台及びその附属設備の自重、貯蔵する危険物の重量、地震の影響等の荷重によって生じる応力に対して安全であることをいう。

第5 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準について(第31条の3第2項関係)

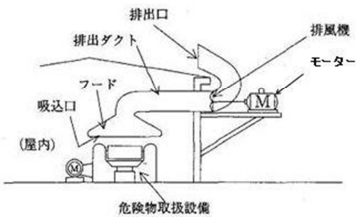
第1号における「防火上有効な塀」、「開口部のない防火構造(建築基準法第2条第8号に規定する防火構造をいう。)の壁又は不燃材料で造った壁」の構造は次によること。

- 1 「防火上有効な塀」とは、不燃材料で造られたものであり、かつ、災害が発生した場合に他にその被害を及ぼすことのないよう、必要な範囲に設けること。なお、塀の高さは1.5m以上とし、少量危険物施設の高さが1.5mを超える場合は当該施設の高さ以上とするとともに、地震等の災害においても容易に破損、倒壊しない構造とすること。
- 2 「開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁」の高さは、地盤面から当該施設が直面する階までの高さとし、ひさし部分は当該壁と同等以上の防火性能を有しなければならない。

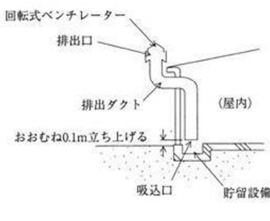
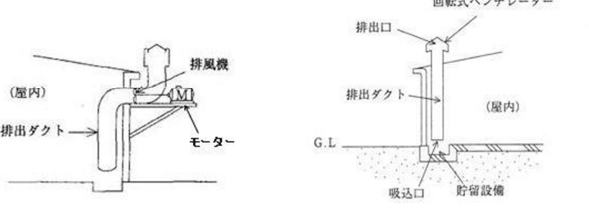
第6 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準について（第31条の3の2関係）

- 1 第5号のうち照明設備により十分な照度が確保され、消防長が認める場合は採光を設けないことができる。
- 2 第6号のうち可燃性蒸気又は可燃性微粉が滞留するおそれのある場合とは、引火点が40℃未満の危険物を貯蔵し取り扱っている場合、又は引火点以上の温度にある危険物を大気にさらす状態で取り扱っているもの若しくは可燃性微粉を大気にさらす状態で取り扱っているものとし、その蒸気又は微粉を高所に排出する設備は下図の例によること。

(1) 自動強制排出設備の例（モーター付き）



(2) 排出設備の例（モーターなし）



第7 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク（地下タンク及び移動タンクを除く。）の技術上の基準について（第31条の2、第31条の4関係）

- 1 第2項第10号における「危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置」の構造は次によること。
  - (1) 鉄筋コンクリート造又は鋼板（厚さ1.2mm以上）及びそれと同等以上の強度を有する金属製とし、その容量はタンク容量の全量を収容できるものとする。ただし、一の防油堤内に複数のタンクがある場合は、容量が最大となるタンクの容量以上であること。この場合において、配管の破損等により流出事故が発生した際、タンク直近の開閉弁の操作等により、複数のタンクから同時に危険物が流出するおそれのないものとする。
  - (2) 鋼板（厚さ1.2mm以上）と同等以上の強度を有する金属で造る場合は、第1.1(2)ウ(エ)Aの例による。
  - (3) 防油堤等の内部にためますを設けるものとし、ためますに水抜口を設ける場合は弁等を防油堤の外部に設け、常時「閉」とすること。ただし、鋼板（厚さ1.2mm以上）及びそれと同等以上の強度を有する金属製の防油堤は、傾斜を設け、かつ、水抜口の弁を常時「閉」の状態でも外部に設置する場合に限り、ためますを省略することができる。
  - (4) 第31条の2第2項第1号の標識等を囲いに付置する場合は、防油堤等の機能に影響を与えない位置や方法により行うこと。
  - (5) 「防火上有効な扉」又は「開口部のない防火構造（建築基準法第2条第1項第8号に規定する防火構造をいう。）の壁又は不燃材料で造った壁」で危険物の流出を有効に防止できるものは、当該扉又は壁を防油堤等の一部とすることができる。その場合の内側地盤面は、コンクリート等の危険物の浸透を防ぐ不燃材料で被覆すること。
- 2 タンクから直接容器に詰替えを行うための装置を設けた場合の取扱いは、次によること。
  - (1) 詰替えができる危険物は引火点40℃以上のものとする。
  - (2) 注油は注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル（手動開閉装置を開放の状



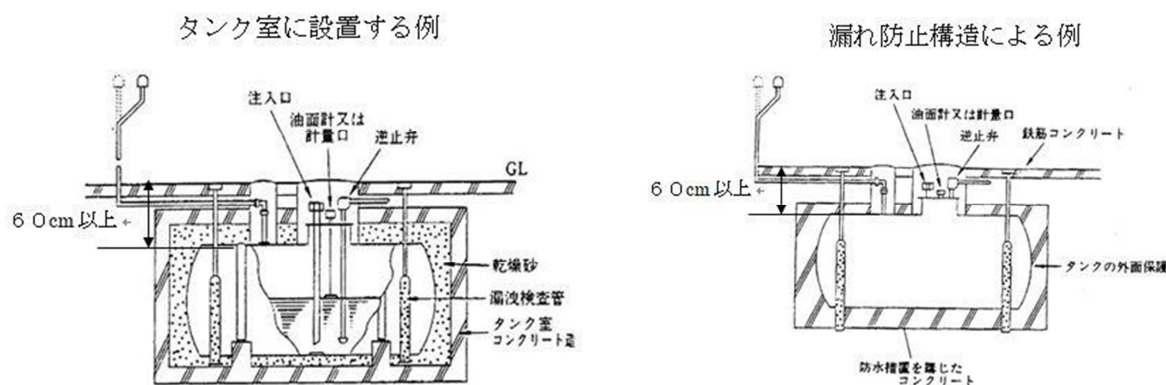
態で固定する装置『ラッチオープンノズル』のものは除く。) により行うこと。

(3) タンクと注入ホースの接合部には開閉バルブを設けること。

(4) 容器への詰替えは、危険物の漏れ、あふれ又は飛散をした場合に拡散を防止することができる防油堤、オイルパン又はそれと同等以上の構造を有するものを設けること。

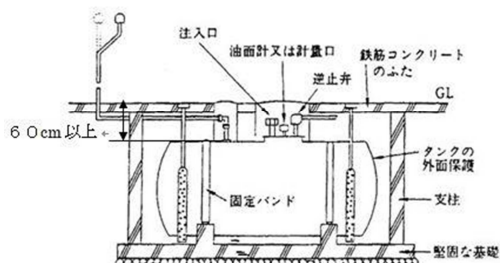
第8 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの技術上の基準について (第31条の5関係)

1 タンク室構造及び漏れ防止構造の鉄筋コンクリートに係るコンクリートの厚さは、それぞれ20cm以上とすること。ただし、漏れ防止構造に係るタンク上方の厚さは10cm以上とすること (下図参照)。



2 第2項第1号ただし書きの規定による構造は下図を参考とすること。

タンク室省略による例



3 ふた及び基礎の構造は、厚さ20cm以上の鉄筋コンクリート造とすること。

4 ふた及び基礎は鉄筋コンクリート造の支柱又は鉄筋コンクリート管を用いた支柱により連結すること。

5 地盤面からタンク頂部までの埋設深度を60cm以上とすること。

6 「底板にその損傷を防止するための措置」とは、あて板を溶接する措置等をいう。

7 地下水位の高い場所にタンクを設置する場合は、漏れ検査管の小孔は地下水位上部まで設けられていること。

第9 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し又は取り扱う移動タンクの技術上の基準について (第31条の6関係)

1 第1項第3号及び第4号の「静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物」とは、危政令第27条第6項第4号ハ及びホでその対象としている危険物と同様であること。

- 2 第2項第1号の「火災予防上安全な場所」とは、移動タンクの所有者等が必要な措置を講じることが可能な場所であって、火気を使用する設備が付近に設けられていない場所等をいう。
- 3 第2項第3号の「これに相当する部分」とは、シャーシフレームのない車両にあってはメインフレーム、又はこれと一体となっているクロスメンバー等をいうものであり、当該部分は不燃材料により強固に造られたものであること。
- 4 トラックの荷台上にタンクを設置する場合は、荷台の空間に可燃物等の不要な物件を積載できないものとする。
- 5 1台の車両に取り付けるタンクは1基のみとする。
- 6 第2項第9号の「非常の場合に直ちに閉鎖できる弁等」は必ずしもレバーの操作により閉鎖するものに限らないが、移動タンクの周囲から容易に閉鎖操作を行えるものでなければならない。
- 7 水圧試験及び安全装置の作動に係る証明等は届出書の添付資料として、タンク検査済証・検査実施機関による証明書等の写し、又は自主検査による証明資料のいずれかを受領し、タンクの安全性を事前に確認すること。
- 8 車両には第53条第1項の届出書を積載すること。

第10 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク、配管その他の設備の技術上の基準について（第31条の8関係）

第31条の8の規定は危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク、配管等は技術上の基準に適合するよう常時適正に維持管理されなければならない旨を確認するために規定したものであり、消防法で規定されている定期点検の保存等許可施設と同様の措置を必要とするものではないこと。

第11 指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油を貯蔵し、又は取り扱う場合について（第31条の9関係）

第31条の9の規定は1万リットル未満の動植物油について、その貯蔵条件により基準の適用が異なることとならないよう、規制の統一を図ることとしたものである。

なお、当該動植物油については、指定可燃物の規制に合わせて第33条の規定によること。

第12 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの基準について（第33、34条関係）

1 第33条第2項は可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準について、指定数量未満の危険物の規定を準用しており、当該可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準に係る経過措置についても、指定数量未満の危険物について規定される経過措置の効力が及ぶこととなるので留意すること。

2 綿花類等のうち合成樹脂類以外のものの集積単位については、これらの集積実態を勘案し基準の見直しを行ったものであること。特に石炭・木炭類については、大規模な集積単位で集積されることが通例となっていることから、温度計による温度の監視及び有効な散水設備等の防火上有効な措置を講じたものについてはこの限りではない。

第13 タンクの水張検査等について（第53条の2関係）

消防長は、指定数量未満の危険物または指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを製造し、又は設置する者の申請により、当該タンクの水張り又は水圧検査を行うことができる旨の規定を設けたが、当該検査にかかる手数料については、室蘭市手数料条例によること。

第14 消火器具に関する事項について（消防法施行令第10条第1項第4号、消防法施行規則第6条第3項関係）

- 1 消火器の設置は貯蔵タンク1基ごとに適応する消火器を1個設置すること。
- 2 移動タンク貯蔵所に設置する消火器は自動車用とすること。

第15 「火災予防条例における少量危険物の規制に係る運用について」（令和2年6月4日付け消防長通達第1号）及び通達図は廃止する。

第16 施行期日等

- 1 この通達は、令和3年7月1日から施行する。
- 2 令和3年6月30日までに届出を受理したものについては、この運用基準を適用しない。